

三田市商工会災害義援金募集に関する基本指針

（目的）

第1条 本指針は、大規模災害の発生時において、三田市商工会（以下「当会」という。）が、会員から義援金を募る基準及び手続を定める。

（基本理念）

第2条 義援金募集は、被災地域の復旧・復興および同地域経済の再建を支援するためのものとして実施する。

（募集対象）

第3条 義援金募集の対象は、当会会員とする。

（募集の基準）

第4条 当会は、次の各号のいずれかに該当し、復旧・復興支援が必要と認められる場合、義援金の募集を行う。

- （1）災害救助法が適用され、かつ国において非常災害対策本部が設置された場合
- （2）全国商工会連合会又は兵庫県商工会連合会等から義援金協力の要請があった場合
- （3）兵庫県内または本会と深い関係を有する地域において災害救助法が適用され、会長が特に必要と認めた場合

（実施手順及びスケジュール設定）

第5条 義援金事業の開始に当たっては、会長決裁を経た上で、以下の手順で、周知・受付を行うものとする。なお、実施にあたっては直近の理事会へ報告するとともに、収支報告についても理事会へ報告しなければならない。

- （1）専用口座の確保、受付台帳及び受領証（預り証）等の準備
- （2）所轄税務署及び金融機関との調整
- （3）会員に配慮し、概ね1ヶ月～3ヶ月程度など、十分な周知と集金ができる期間を設定する。

（義援金の寄付先）

第6条 預かった義援金は、第2条の規定を実現するため、下記のいずれかへ全額送金するものとする。

- （1）被災自治体（都道府県又は市町村等）
- （2）日本赤十字社（被災都道府県支部等）

(3) 全国商工会連合会又は都道府県商工会連合会が開設する災害義援金窓口

(会計管理及び会員への報告義務)

第7条 義援金は通常会計と区分した「専用口座」にて管理する。

2 当会は、募集期間終了後に収支報告等を当会理事会報告後、商工ニュース・公式HP等を通じて報告するものとする。